



山形県公報

令和7年6月13日（金）
第612号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…659
- 救急病院等の告示……………（医療政策課）…660
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…同
- くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の  
変更……………（庄内総合支庁水産振興課）…661
- くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の  
変更……………（同）…662
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…同
- 県営土地改良事業計画の決定……………（庄内総合支庁農村計画課）…663
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（同）…664
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（DX推進課）…665
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）…同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第459号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                      | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------|----------------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社スマートライフ<br>米沢市駅前一丁目1番110号    | スマートライフ訪問介護事業所<br>米沢市駅前一丁目1番110号 | 居 宅 介 護         | 令和 7. 6. 4 |

## 山形県告示第460号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称    | 所 在 地         | 認 定 期 間                     |
|--------|---------------|-----------------------------|
| みゆき会病院 | 上山市弁天二丁目2番11号 | 令和7年7月14日から<br>令和10年7月13日まで |

## 山形県告示第461号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

さがえ西村山農業協同組合

代表理事組合長 安孫子 常哉

寒河江市中央工業団地75番地

- 2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日    |
|---------------------------|-------|------------|----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |          |
| 佐藤 知徳<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和7年6月2日 |
| 佐々木 和真<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左   |            |          |
| 土田 裕之<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |          |
| 宮林 清<br>玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左   |            |          |
| 山崎 浩<br>玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左   |            |          |
| 佐藤 長弥<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |          |
| 工藤 恭裕<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |          |
| 大泉 敏志<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |          |
| 結城 真人<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |          |
| 小野 勇次郎<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左   |            |          |
| 飯田 信之<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |          |
| 今田 竜乃助<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左   |            |          |
| 氏家 俊希<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |          |

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 矢作 慎吾<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 結城 孝太<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 丹野 友樹<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 齋藤 俊樹<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 斎藤 勇介<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 土田 晋也<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 芳賀 剛<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 小野 大地<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 高子 龍也<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 鈴木 雄<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 佐藤 啓太<br>玄米、小麦、大豆、そば |     |
| 竹屋 寿一<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 佐藤 侑<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 前田 峻<br>玄米、大豆、そば     | 同 左 |
| 兼子 浩綺<br>玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 菊地 成<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 遠藤 義之<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 鈴木 翔太<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 片桐 駿介<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 亀山 晃輔<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |

## 山形県告示第462号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和7年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県告示第463号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和7年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、成沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和7年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所          |
|----------|---------|--------------|
| 理 事      | 荒 井 勲   | 山形市蔵王成沢56番地  |
| 同        | 相 馬 清 孝 | 同 115番地      |
| 同        | 菊 地 栄 一 | 同 142番地      |
| 同        | 庄 司 一 男 | 同 42番地       |
| 同        | 須 田 英 司 | 同 50番地       |
| 同        | 荒 井 光 之 | 同 蔵王山田88番地   |
| 同        | 荒 井 吉 博 | 同 94番地       |
| 監 事      | 山 口 峰 雄 | 同 蔵王成沢89番地 1 |
| 同        | 板 垣 実   | 同 74番地       |
| 同        | 長 岡 幸 男 | 同 716番地 2    |

## 山形県告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、成沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和7年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 荒 井 勲   | 山形市蔵王成沢56番地 |
| 同        | 相 馬 清 孝 | 同 115番地     |

|     |         |   |            |
|-----|---------|---|------------|
| 同   | 庄 司 一 男 | 同 | 42番地       |
| 同   | 庄 司 忠 広 | 同 | 144番地      |
| 同   | 須 田 英 司 | 同 | 50番地       |
| 同   | 河 田 義 弘 | 同 | 蔵王山田97番地   |
| 同   | 荒 井 吉 則 | 同 | 57番地       |
| 監 事 | 山 口 峰 雄 | 同 | 蔵王成沢89番地 1 |
| 同   | 板 垣 実   | 同 | 74番地       |
| 同   | 長 岡 幸 男 | 同 | 716番地 2    |

山形県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により県営笹川西部地区土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 13 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営笹川西部地区土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和 7 年 6 月 17 日から同年 7 月 15 日まで
- 4 その他  
(1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
(2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。  
(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第467号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 2 項の規定により、同条第 1 項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 13 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画地区計画  
(2) 名称 矢来地区地区計画
- 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

**山形県告示第468号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 山形広域都市計画公園  
(2) 名 称 2・2・103号駅東公園

## 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

**山形県告示第469号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 山形広域都市計画  
(2) 名 称 山形広域都市計画用途地域

## 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

**山形県告示第470号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 山形広域都市計画区域  
(2) 名 称 山形広域都市計画特別用途地区

## 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年6月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,337人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 208,355人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数 |
|-----------|---------|-----------|---------|------|--------|
| 山形市       | 66,908人 | 上山市       | 8,073人  | 南陽市  | 8,290人 |
| 米沢市       | 21,247人 | 村山市       | 6,206人  | 東村山郡 | 6,822人 |
| 鶴岡市       | 33,468人 | 長井市・西置賜郡  | 14,141人 | 最上郡  | 9,748人 |
| 酒田市・飽海郡   | 30,842人 | 天童市       | 16,751人 | 東置賜郡 | 9,947人 |
| 新庄市       | 9,222人  | 東根市       | 13,176人 | 東田川郡 | 7,478人 |
| 寒河江市・西村山郡 | 20,908人 | 尾花沢市・北村山郡 | 5,725人  |      |        |

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワーク再構築及び運用管理業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 落札者を決定した日 令和7年5月21日
- 落札者の名称及び所在地  
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
- 落札金額 2,029,884,890円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和7年4月4日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和7年10月10日まで縦覧に供する。

令和7年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン米沢春日  
米沢市春日五丁目586番地3外
- 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名 称               | 所 在 地             |
|-------------------|-------------------|
| (仮称) ヨークベニマル米沢春日店 | 米沢市春日五丁目586番地 3 外 |

(変更後)

| 名 称        | 所 在 地             |
|------------|-------------------|
| ヨークタウン米沢春日 | 米沢市春日五丁目586番地 3 外 |

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (変更前) 縦覧に供する届出書のとおり
- (変更後) 縦覧に供する届出書のとおり
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (変更前) 縦覧に供する届出書のとおり
- (変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日  
縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日  
令和 7 年 5 月 29 日

6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 7 年 10 月 10 日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

|             |            | 正   |    | 誤     |       |
|-------------|------------|-----|----|-------|-------|
| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤     | 正     |
| 令和 7. 4. 22 | 第597号      | 459 | 38 | 長南 尋人 | 長南 尋斗 |